

令和7年度地域課題の解決に向けた協働推進事業 募集要項

1 趣旨

この事業は、地域コミュニティ組織やNPO法人、ボランティア団体、その他営利を目的としない活動を実施している法人等と県が、様々な地域課題の解決や地域の活性化を図るため、協働して取り組む事業を推進するものです。

- ・ 県が示す地域課題に係る「取組テーマ」に沿って、県とNPO等の団体がそれぞれの特性を生かして協働で地域課題の解決に取り組んでいくものです。
- ・ 協働で事業実施を希望する団体等（2「応募できる団体等」参照）は、テーマを設定した県の担当課（以下「担当課」という）に事業の企画を提案し、事業内容等について両者の協議を整えて、連名で申請していただきます。（4ページ9（5）「担当課との事前協議」参照）
- ・ 申請があった事業の中から県が採択した事業を、NPO等の団体等と担当課が協働により実施することになります。

協働とは … 共通の目標の実現のため、関係者が互いを理解し、それぞれの特性を活かしながら互いの自主性と自立性を尊重し、対等な関係の構築を図りつつ、責任と役割を共有・分担し、協力・協調し、成果を共有すること。

2 応募できる団体等

応募できるのは、地域コミュニティ組織、NPO法人、ボランティア団体、その他非営利活動団体のほか、企業、大学等で、次の（1）～（5）の全ての要件を備えている団体等（以下「団体等」という。）です。

また、複数の団体による共同事業体の応募もできます。この場合、共同事業体の幹事団体は、次の要件を備えており、構成団体も（2）を除く要件を備えていることが必要です。

- （1） 定款や規約等を有し、責任者が明確で、独立した経理を行っていること
- （2） 県内に事務を行う場所を有し、県内で1年以上の営利を目的としない活動実績があること
なお、任意団体を法人化した場合は、任意団体の活動歴も含めます。
- （3） 実施しようとする事業内容が、定款や規約等に適合していること
（NPO法人にあっては、応募時にこれが確認できない場合、企画採択後に定款変更認証申請を行うこと。）
- （4） NPO法人にあっては、特定非営利活動促進法第29条第1項に定める事業報告書等を所轄庁に提出していること
- （5） 次のいずれにも該当しないこと
 - ア 宗教活動や政治活動を目的とする団体
 - イ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦・支持・反対することを目的とする団体
 - ウ 暴力団
 - エ 役員等が、暴力団員等であると認められる団体等
 - オ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等
 - カ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等
 - ク 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等

- ケ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等
- (6) 上記(5)に掲げる用語の意義は、以下に定めるところによります。
- ア 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- イ 暴力団員等 鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。
- ウ 団体等 法人その他の団体又は個人をいう。
- エ 役員等 次に掲げる者をいう。
- ① 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準じるものをいう。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者
- ② 法人格を有しない団体にあつては、代表者、理事その他①に掲げる者と同等の責任を有する者
- ③ 個人にあつては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者
- ※ 共同事業体で応募する場合は、次の事項に留意してください。
共同事業体を構成する団体の中から、県に対する窓口として代表団体（幹事団体）を選出すること

3 対象となる事業

対象とする事業は、次の全てを満たす必要があります。

- (1) 営利を目的としない※事業であること
- (2) 「取組テーマ」の「背景・地域課題」に沿ったものであり、県における広域的課題やその地域ならではの課題の解決に向けて取り組む先進的・先駆的な事業であること
- (3) 多様な主体が地域課題の解決に向けて協働で取り組む仕組み構築するもので、地域コミュニティの再生・創出に資する事業であること
- (4) 団体等の特性（専門性、柔軟性、自発性、個別性、多様性、機動性等）を活かすことにより、成果が期待できる事業であること
- (5) 事業終了後（翌年度以降）も、事業成果を活かした取組が行われる事業であること
- ※ ここでいう「営利を目的としない」とは、団体の構成員に対して、剰余金（利益）を分配したり、財産を還元しないということです。

4 事業の実施体制

事業の実施に当たっては、必要に応じて地域における多様な主体と協働します。

- ※ 多様な主体の例：自治会や町内会等の地域コミュニティ組織、その他PTAやあいご会、青年団、老人クラブ、消防団等の地縁団体、NPO法人やボランティア団体、社会福祉協議会、社会福祉施設、学校、企業、商工団体等の各種団体等

5 事業費

1件当たりの事業費の額は、2,000千円（消費税込）を上限とします。

- ※ 県が重点的に取り組むべき課題（1「稼ぐ力」の向上、2人材の確保・育成、3子ども・子育て）の解決に係る事業に関しては上限2,000千円、その他は上限1,500千円

6 採択件数

3～4 件程度（事業費の総額 6, 0 0 0 千円以内）

7 事業の実施期間

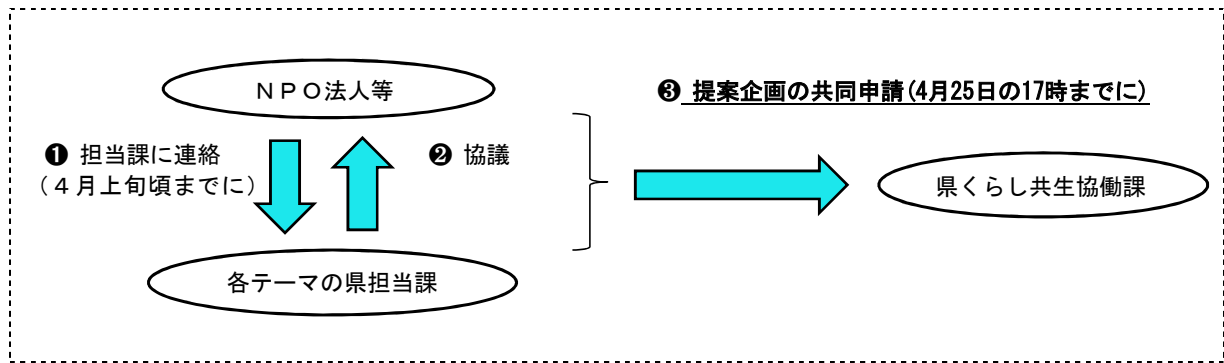
令和 7 年 6 月から令和 8 年 3 月 13 日（金）

8 対象となる経費等

- (1) 対象となる経費
対象経費は以下のとおりとします。ただし、団体等の運営に係る経常的な経費は除きます。
人件費、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、委託費等
- (2) 施設及び設備・備品の整備
本事業における施設や設備・備品の整備は、原則として認めない。

9 応募期間と応募方法

- (1) 応募期間
令和 7 年 3 月 25 日（火）～4 月 25 日（金）午後 5 時まで（必着）
- (2) 応募方法
次の（3）の提出書類を応募先（下記「17 問合せ及び応募先」参照）に郵送（信書便を含む）するか、直接お持ちください。
※ ファクスや電子メールでの応募は受け付けません。
- (3) 提出書類
ア 申請書 【様式第 1 号】
イ 事業計画書 【様式第 2 号】
ウ 添付資料
① 団体等の定款、規約、又はこれに代わるものの写し
② 団体の活動直近 1 年間の事業実績、及び類似案件の実績や応募事業の内容を理解するために参考となる資料
③ 共同事業体応募構成届出書 【様式第 3 号】（※共同事業体で応募の場合のみ）
※ 提出書類の様式は、県のホームページに掲載していますので御利用ください。
[総合トップ>一般・県民の方々>くらし・環境>共生・協働（NPO 等）>共生・協働関連事業 >地域課題の解決に向けた協働推進事業 >令和 7 年度]
- (4) 提出の条件
ア 提出された企画提案書は、返却しません。
イ 企画提案書は、選考にあたり必要な範囲において複製することがあります。
ウ 企画提案書の著作権は、応募団体に帰属します。
エ 採用された企画提案書の使用権は、鹿児島県に帰属します。
オ 企画提案書の作成に要する経費は、応募団体の負担になります。
- (5) 担当課との事前協議
事業実施を希望する団体等は、テーマを設定した担当課との協議が必要です。
企画提案に向けた担当課との協議を早めを開始してください。
なお、担当課との協議の結果、申請できない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。



10 審査・選考方法

- (1) 審査・選考
審査及び選考は、県において行います。
- (2) 事業内容等の確認
審査の過程で、申請内容に不明な点がある場合は、電話等で確認させていただくことがあります。
- (3) プレゼンテーション
審査に際しては、原則として事業についてのプレゼンテーションをお願いします。
 - プレゼンテーションの日時・場所
 - ・ 日時：令和7年5月14日（水）頃（予定）
 - ・ 場所：鹿児島県庁内会議室又はかごしま県民交流センター会議室（予定）
 - * プレゼンテーションの日時等の詳細については、後日通知します。
 - * プレゼンテーションはオンラインで実施します。
 - * プレゼンテーションは原則として、応募団体である団体等と担当課の両者で対応することとします。
- (4) 選考結果
選考結果は、全ての応募団体に対し、文書で通知します。
なお、採択に当たって、実施方法や事業費等について、条件を付す場合があります。

11 審査基準

- (1) 事業目的の的確性
 - ・ 地域課題の捉え方が適切で、その解決のための効果的な事業であること
 - ・ 協働による地域課題の解決を目的とした先進的・先駆的な取組であり、他の地域や団体のモデルとなるものであること
 - ・ 地域コミュニティの再生・創出に資するものであること
 - ・ 事業目的に重要性・緊急性があること
- (2) 事業内容の実現性
 - ・ 事業内容に具体性があり、実現可能であること
 - ・ 事業を円滑に実施できる体制を有していること
- (3) 事業実施方法の妥当性
 - ・ 県との役割分担が明確かつ妥当であること
 - ・ 必要に応じて多様な主体と協働して実施するものであること
 - ・ 団体等の特性を活かすことができるものであること
- (4) 事業の継続性
 - ・ 事業終了後も、事業成果を活かした取組が行われることが確実であること

- (5) 事業費の妥当性
・ 所要経費の積算が、事業内容に対し妥当なものであること など

12 事業の実施

- (1) 事業実施に向けた協議（事業採択後の協議）
ア 事業を採択された団体等（以下「事業実施者」という。）は、担当課と実施に向けた協議を改めて行います。
なお、協議の結果、事業内容の一部を変更する場合があります。
イ 担当課と事業実施者は、協議に基づき、事業の仕様書を作成します。
なお、仕様書では、役割分担やスケジュール、経費負担、取得する財産の管理方法等を明らかにします。
- (2) 見積書等の提出
事業実施者は、事業費の見積書と下記の書類を担当課に提出します。
（共同事業体の場合は、全ての構成団体についても下記の書類を提出すること）
ア 「鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱」（平成23年9月27日付け生文第197号）の規定に基づく「誓約書」及び「役員等名簿」【様式第4号】
イ 任意団体については、「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者等に該当しないことを確認した旨の書面」及び「団体の目的等についての確認書」【様式は別途提示】
ウ 県税の納税証明書（各地域振興局・支庁の県税課（鹿児島地域振興局は県税管理課）で発行します。）
- (3) 契約の締結
担当課と事業実施者との間で、鹿児島県契約規則に基づき業務委託契約を締結します。
- (4) 事業進捗状況報告（中間報告等）
事業実施者は、事業の進捗状況（中間報告等）について、担当課と連名で状況報告を提出します。（時期・様式等は別途指示）
- (5) 事業実績報告
事業実施者は、事業終了後、担当課と連名で事業実績報告書【様式第5号】を提出します。
- (6) 事業費の支払い
事業費の支払いは、原則として履行確認後（事業完了検査後）に行います。
ただし、前金払が必要な場合は、その割合等を契約時に取り決めます。

13 協働事業の評価

- (1) 協働のスタートアップ
事業の目的・目標の認識を共有するため、事業開始前に実施事業者と担当課が話し合い、担当課が事業評価票（【様式第6号】Ⅰ 協働のスタートアップ）を作成し、提出します。
- (2) 協働のふりかえり
目標の達成状況、協働の効果や手順の妥当性等について評価し、明らかになった課題を必要な改善や今後の事業に活かすため、事業終了後に実施事業者と担当課が話し合い、担当課が事業評価票（【様式第6号】Ⅱ 協働のふりかえり）を作成し、提出します。

14 会計処理等

- (1) 会計区分
本事業の会計は、実施事業者の他の経理と明確に区分するものとします。
- (2) 会計帳簿類の保管
会計帳簿類（証拠書類を含む。）を、本事業の完了した年度の翌年度から5年間、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保管するものとします。
- (3) 財産の管理
 - ア 事業完了後の財産の帰属
事業の成果品は原則として委託元である県に帰属しますが、協働事業の場合、受託者等が相応の経費負担をする場合があります、その場合の成果物の帰属は仕様書等に定めることとします。
 - イ 財産の管理及び使用
本事業により取得し、又は効用の増加した財産の本事業完了後の管理については、契約の中で団体等と県が取り決めます。
なお、財産は、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、事業目的を踏まえた有効な活用を図るものとします。

15 情報公開・情報提供

- (1) 県における情報公開等
事業の実施状況及び実績の概要等を県のホームページ等で広く紹介します。
- (2) 実施事業者における情報提供
実施事業者は、活動状況等について積極的な情報公開・情報提供を行うものとします。

16 事業のスケジュール

募集	令和7年3月25日（火）～4月25日（金）午後5時まで（必着）
審査・選考等	【令和7年5月】 ○ 応募事業の審査による実施事業の採択 ○ 選考結果の通知、公表 ○ 事業の委託契約の締結
事業実施	【令和7年6月（委託契約締結日）～令和8年3月13日（金）】 ○ 事業評価票（協働のスタートアップ）の提出 ○ 仕様書に沿って事業実施 ○ 事業の進捗状況の報告（11月末頃） ○ 事業の完了、完了検査の実施
	【令和8年3月20日（金）】 ○ 事業実績報告書の提出 ○ 事業評価票（協働のふりかえり）の提出

17 問合せ及び応募先

鹿児島県男女共同参画局 くらし共生協働課 協働企画係
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県庁行政庁舎9階
電話：099-286-2241 FAX：099-286-5524
Email：k-kyodou@pref.kagoshima.lg.jp